

第19章 警報設備（危政令第21条）

第1 自動火災報知設備【H元消防危24】

危規則第38条第2項によるほか、自動火災報知設備の細目は、次による。

- 1 感知器等の設置は、消規則第23条第4項から第8項までの規定の例による。
- 2 1に定めるもののほか、消規則第24条及び第24条の2の規定の例による。

第2 非常ベル装置、拡声装置及び警鐘

非常ベル装置、拡声装置、警鐘は、消令第24条第4項及び消規則第25条の2第2項の基準の例により設けること。